平成２２年（フ）第８８号
大阪府岸和田市畑町１丁目22番38号
債務者　勝元　淳子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
大阪府和泉市幸３丁目６番44―102号
債務者　山上　欣哉
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
大阪府泉南郡熊取町長池１番17―203号
債務者　坂口　範子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
大阪府和泉市室堂町47番地の15
債務者　松本　律子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
大阪府泉佐野市高松東１丁目１番15号
債務者　山本　敬子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
大阪府和泉市鶴山台１丁目24番14―205号
債務者　横山　　勝
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
大阪府和泉市鶴山台１丁目24番14―205号
債務者　横山　敦子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
大阪府和泉市和気町４丁目７番４―105号
債務者　小椋　夏美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５号
福岡県大牟田市大字歴木1807番地1063　県営住宅平野山団地９棟304号
債務者　中林　啓子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第６号
福岡県大牟田市大字歴木1807番地1063　県営住宅平野山団地９棟304号
債務者　中林　みか
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１２号
福岡県大牟田市大字田隈561番地３
債務者　野田千恵子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１７号
福岡県大牟田市馬渡町22番地６　コーポ月見ヶ丘201号
債務者　有松　直香
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第６５６号
長崎県長崎市若草町14番15号　若草ストアビル206号
債務者　中村　照美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４号
長崎県長崎市多以良町2206番地１
債務者　小川美津子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９号
大分県佐伯市鶴谷町１丁目１番11号
債務者　高野まゆみ
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町４番４―306号
債務者　福原眞智子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９号
沖縄県浦添市宮城２丁目18番５―501号　リバービュー南十字
債務者　大城　順一
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３１号
北海道苫小牧市しらかば町１丁目５番３号
債務者　田村　秀司
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部